

公衆浴場入浴料金の統制額について

食品・生活衛生課

公衆浴場(いわゆる銭湯)の入浴料金は、物価統制令により統制されており、改定は長野県公衆浴場入浴料金協議会に諮問し、協議会の答申に基づいて知事が決定します。

平成 18 年 11 月 6 日に知事から長野県公衆浴場入浴料金協議会(会長村上範明)へ入浴料金改定について諮問を行い、11 月 27 日に同協議会長から公衆浴場入浴料金について、知事に対して答申があり、下記のとおり改定しますのでお知らせします。

なお、平成 18 年 12 月 14 日付け長野県告示第 583 号により県報告示をしました。

記

1 統制額

区 分	新統制額	現行統制額	備 考
大 人	380円	360円	20円引上げ
中 人	150円	150円	据え置き
小 人	70円	70円	据え置き

2 施行年月日

平成19年1月1日から